

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
運営規程

社会福祉法人 すみれ福祉会

グループホーム 社すみれホーム

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人すみれ福祉会が開設する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）が実施する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。要介護者であって認知症の状態にある者に、適正な介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とし、要介護者にあつては、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護の従業者は、要支援者及び要介護状態であつて認知症の状態にあるもの（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にある者を除く）に対して、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 認知症対応型共同生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（以下「居宅介護予防支援事業者」という。）、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 社すみれホーム
- 二 所在地 兵庫県加東市藤田字東山 944-27

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1人（兼務可）
計画作成担当者は、各利用者の心身の状況等を踏まえて、介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

三 介護職員 3人以上

介護従業者は、各利用者に応じた認知症対応型共同生活介護を提供する。

(利用定員)

第5条 事業所における利用定員は、9名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 二 日常生活上の世話
- 三 日常生活の中での機能訓練
- 四 相談、援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた1割、2割又は3割の額とする。

- 一 室料
 - 二 食費
 - 三 共益費
 - 四 個室の光熱水費
 - 五 その他日常生活において通常必要となる費用であつ利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 月の途中における入居又は退去については日割り計算とする。
- 3 第1項第1号から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

- 2 入居者が入院治療を要する場合等は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。
- 3 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 4 自傷他害の恐れがないこと。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(非常災害対策)

第9条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持等)

第10条 介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 事業所は、この事業を行うため、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人すみれ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年2月2日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成30年8月1日より施行する。